

『建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習』開催案内

建設業労働災害防止協会秋田県支部
〔略称 建災防秋田県支部〕
秋田労働局長登録教習機関
登録番号 秋基登録第 46 号
登録有効期限 令和 11 年 3 月 30 日

労働安全衛生法では、労働災害を防止するための管理を必要とする政令で定める作業について、作業主任者を選任することとなっています。

《作業主任者を選任すべき、建築物の鉄骨の組立て等作業》

建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5 メートル以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業

当該作業において作業主任者を選任するには、『建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者、又は都道府県労働局長の免許を受けた者でなければなりません。



1. 開催日程及び会場 《受付 8 : 45 ～、講習開始 9 : 00 ～》

区分	日 程	会 場	定 員
学科	8 月 7 日（木） 8 月 8 日（金）	秋田テルサ 5 階 第 3 会議室 秋田市御所野地藏田 3-1-1	36 名

- * 1) 申込み期限 受講日（初日）から 10 日前を期限としますが、期限前であっても定員になり次第、受け付けを締切ります。
- * 2) 開催については、受講希望人員により増減、又は中止することがあります。

2. 受 講 資 格

《次の区分のいずれかに該当すること。》

2 の該当者は卒業証明書等、該当となることを証する写しを添付すること。》

区分	受 講 資 格
1	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者。
2	大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者。

3. 受 講 区 分

《全科目受講及び次の区分2～7のいずれかに該当する方は、受講科目の一部免除対象となります。一部免除対象の該当者は、該当となることを証する写しを添付すること。》

区分	受 講 区 分	
1	全 科 目 受 講	
2	一 部 免 除 対 象	鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
3		コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
4		職業能力開発促進法に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者。
5		職業能力開発促進法に定める居住システム系建築科又は居住システム系住居環境科の訓練を修了した者、又は同法一部改正省令による改正前訓練法とび科又は建築科の訓練を修了した者。
6		職業能力開発促進法によるとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者。
7		職業能力開発促進法に定めるとび科の職業訓練指導員免許を受けた者。

4. 受講科目及び受講時間

区 分	受 講 科 目	受 講 時 間			
		全科目 受 講	受 講 区 分		
			2 又は 3	4 ～ 6	7
学 科	作業の方法に関する知識	5 時間	5 時間	—	—
	工事用設備、機械、器具等に関する知識	1 時間 3 0 分	1 時間 3 0 分	—	—
	作業環境等に関する知識	1 時間 3 0 分	—	—	—
	作業者に対する教育等に関する知識	1 時間 3 0 分	—	1 時間 3 0 分	—
	関係法令	1 時間 3 0 分	1 時間 3 0 分	1 時間 3 0 分	1 時間 3 0 分
	計	1 1 時間	8 時間	3 時間	1 時間 3 0 分

5. 受講料及び資料代《共に消費税込み》

区分	全科目受講		2～3	
受講料	8,800円		7,700円	
資料代	会員	非会員	会員	非会員
	2,145円	2,420円	2,145円	2,420円
計	10,945円	11,220円	9,845円	10,120円

区分	4～6		7	
受講料	5,500円		4,400円	
資料代	会員	非会員	会員	非会員
	2,145円	2,420円	2,145円	2,420円
計	7,645円	7,920円	6,545円	6,820円

*納付方法は原則、銀行口座へ振込みとしてください。
指定口座は、請求書によりお知らせします。
納付手続きは【必ず請求書到着後】にしてください。

6. 申込み方法

『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、証明写真2枚と、受講区分により必要な書類（写）を添え、次へ郵送又は持参してください。

*写真に関する注意事項

- ①写真は白黒、カラーを問わず、無背景で申込日から3カ月以内に撮影したものとします。
- ②写真2枚の裏面に講習名〈建築鉄骨〉、氏名及び生年月日を記載してください。

〔申込書送付及び提出、問合せ先〕

〒010-0951 秋田市山王四丁目3番10号

建設業労働災害防止協会秋田県支部 宛

電話〈直通 018-823-5499〉又は 018-823-5495（（一社）秋田県建設業協会内）

7. 受講票

受講申込書到着後、記載内容及び添付書類等を確認のうえ、受付けしますと詳細通知のための『受講票』を郵送します。

8.『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）（経費助成・賃金助成）』の
受給について

必要要件を満たしている事業主が、建設労働者に当該教育を受講させる場合は、厚生労働省による上記助成金を受給できます。

- ◎必要要件
1. 雇用保険料率1,000分の17.5の中小建設事業主であること。
*上記料率は令和7年度の率であり、今後変更となることもあります。
 2. 受講する建設労働者が雇用保険被保険者であること。
 3. 事業主が受講料及び資料代を負担すること。
 4. 受講日は出勤扱いとすること。

受給手続きを予定している事業所で、関係書類の「（建技様式第3号別紙1）受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書）」に記載証明及び技能講習カリキュラムが必要な場合、受講申込時に別紙『内訳書 記載証明・カリキュラム送付依頼書』を添えてください。

受講後に同書類を事業所あて、送付いたします。

「別紙」

『内訳書記載証明・カリキュラム送付依頼書』

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

講習開始日 令和7年8月7日（木）

講習開催地 秋田市

*受講証明を必要とする対象予定者は、以下のとおりです。

	氏 名	所属事業場名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

受付
番号

上部のり付け
上部のり付け
申込時に写真2枚を添え提出のこと
(裏面に氏名を記入)
写真サイズ タテ2.5cm、ヨコ2.0cm